

運輸安全マネジメントに 関する取り組みについて

令和5年度

大紀観光株式会社

令和5年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

◎運輸事業者期待される安全管理の取り組み

1. 経営トップの責務

準大規模自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、以下のような内容を含む経営トップの責務を定める。

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けると共に、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P・D・C・Aサイクル）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、安全性の向上に努め輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する方針

経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を策定する。

その方針には、輸送の安全の確保を的確に図るため、次に掲げる事項を盛り込むものとする。

なお、各要員にその内容を理解させ実践する。

- ① 安全を第一とし、法令を遵守し基本に忠実に日々業務を遂行すること。
- ② 車両の整備を的確に行い、始業点検を厳正に行なうこと。
- ③ 教育を通じて安全意識を常に涵養すること。
- ④ 輸送の安全の確保に関する安全統括責任者の意見を尊重すること。
- ⑤ 点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- ⑥ 万が一重大な事故を惹起した場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司及び関係行政機関等へ連絡をとること。

3. 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められている事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し各営業所で情報を共有する。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成しこれらを的確に実施する。
- ⑥ 目標を達成の取組計画に従い、輸送の安全な取り組みを着実に実施する。

◆ 前年度事故発生件数の減少目標値の設定

事故内容別 発生件数（令和4年度）

事故内容	前年度事故件数
追突	0
接触	4
車内	0
その他	0
総計	3
無責事故	0

前年度は、接触事故が4件発生した。慎重な運転を心掛け細心の注意を払い安全な運行に努める。

※前年度同様、後退時の事故は減少している

前年度目標値

前年度より減少したが引き続き発生件数ゼロを目指していく。

世代別 事故発生件数

20代	0
30代	0
40代	0
50代	1
60代	2
70代	0

後退時の事故は1件だけであったが、逆に内輪差による接触事故、また狭陰な道路において、通り抜け時に接触事故が発生している。安全確認を十分に行い、事故なくなおかつ安心安全な運行に努めるため研修、教育等を行う。

4. 安全統括管理者の責任

- ・安全管理体制に必要な手順及び方法の確立・実施・維持・改善。
- ・安全管理体制の課題や問題点を的確に把握する立場として、経営トップに適時、適切に報告又は意見を述べる。
- ・安全方針の周知徹底

5. 要員の責任・権利

- ① 事業者は、安全管理体制を適切に構築、改善するために必要な要員の責務・権限を定め内部に周知する。
- ② 事業者は、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令で定められている責任・権限を必要とされる要員に与える。

6. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

経営管理部門と現場部門との意見交換を重視し、経営トップを含む経営管理者による現場巡回や点呼の立会い、また、経営トップによる乗務員との懇談会を実施し、コミュニケーションを確保する。

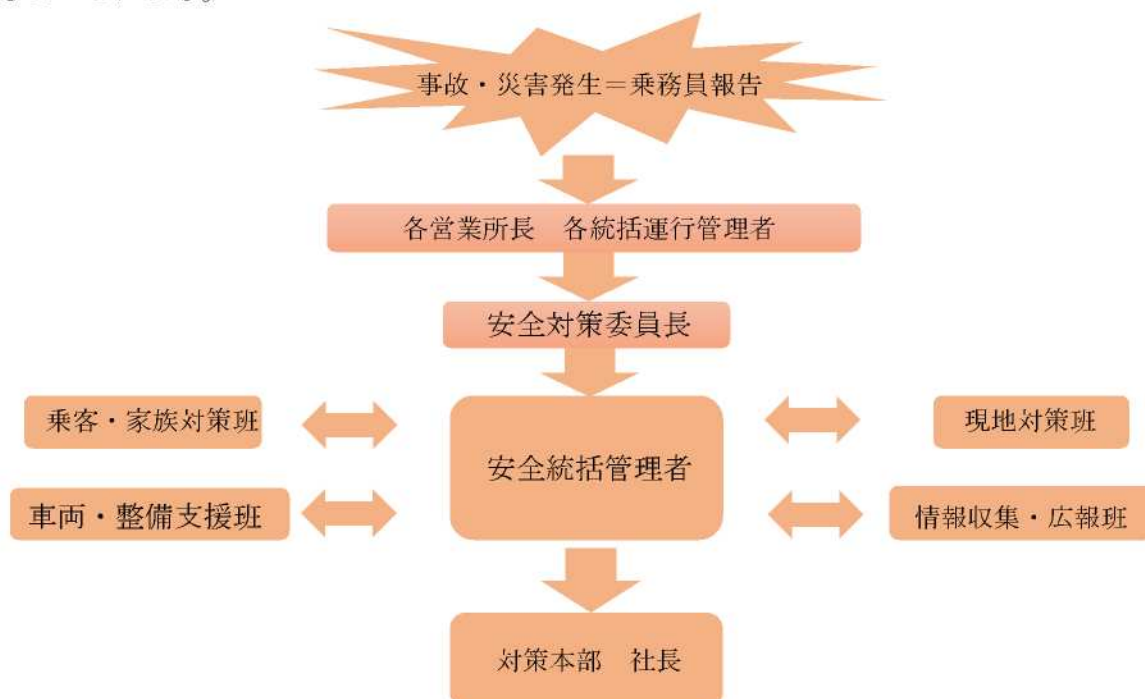
7. ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

ヒヤリ・ハット情報

ハザードマップ等を利用し潜在的な危険性を把握させて、事故の防止と乗務員の安全意識向上に資する取り組みを行う。

8. 重大な事故等への対応

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別図に定めるところによる。



9. 関係法令の遵守

輸送の安全を確保する上で、次に掲げる事項に関し関係法令等を遵守する。

- 輸送に従事する乗務員の確保 ●安全運行の確保及び施設環境の整備
- 安全な輸送サービスの実施及びその監視 ●事故等への対応
- 事故等の再発防止措置及び予防措置

10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

安全管理体制の構築・改善の取り組みに直接係る社員及び経営トップ、安全統括管理者、各部門の安全管理者、責任者及び補助者、内部監査担当に対して、運輸安全マネジメント委員会が必要な、教育・訓練等を計画しまた実施し必要に応じ見直し改善を図る。

令和5年度 年間指導教育計画書

大紀観光株式会社
統括安全管理者: 西山稔行

月	事項	計画内容
4月	法令	◆事業用自動車を運転する場合の心構え ◎新年度に向けた心構え ◎一時停止と安全確認
	自社	車両緊急時対策(異常気象時等における対応・対処方法について) 安全に資する技術の向上技術指導、エコドライブチェック等乗務研修及び車内忘れ防止の確認
5月	法令	◆事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ◎春の交通安全県民運動の実施について
	自社	春の交通安全県民運動に伴う巡視活動 バス運転手の過労防止と労働時間・連続運転時間及び、交代運転手の配置基準について
6月	法令	◆事業用自動車の構造上の特性 ◎梅雨期における旅客の安全運行について
	自社	整備管理者による講習(点検・手入れ・エンジン内部構造の説明)
7月	法令	◆乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ◎夏の交通事故防止運動の実施について
	自社	ドライブレコーダーから取得した映像・画像による研修 ヒヤリ・ハット体験等
8月	法令	◆旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項 ◎職責の自覚
	自社	SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査 安全に資する技術の向上技術指導、エコドライブチェック等乗務研修
9月	法令	◆危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ◎秋の交通安全運動県民の実施について
	自社	秋の交通安全県民運動に伴う巡視活動
10月	法令	◆主として運行する路線若しくは経路または営業区域における道路及び交通の状況 ◎交差点事故を考える
	自社	ヒューマンエラー防止の観点からみた安全運転 ヒヤリ・ハット体験等
11月	法令	◆交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ◎酒気帯び(残り酒)運転を考える
	自社	ドライブレコーダーから取得した映像・画像による研修 ヒヤリ・ハット体験等
12月	法令	◆ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ◎冬期における交通事故防止と安全対策
	自社	タイヤチェーン装着研修
1月	法令	◆安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ◎初心に戻る
	自社	安全及び接客に関する研修 緊急時・非常時のバス設備の使用訓練
2月	法令	◆運転者の運転適性に応じた安全運転 ◆健康管理の重要性
	自社	ドライブレコーダーから取得した映像・画像による研修 ヒヤリ・ハット体験等
3月	法令	◆ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験などの共有 ◎後退事故を考える
	自社	労基法・改善基準告示等の教育
備考		※定期健康診断(8月頃)、適正診断、脳MRI検査等は事前に連絡いたします。

11. 内部監査

安全管理体制の構築・改善の取組に関する事項を確認する為に内部監査を実施する。

なお、内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし経営トップ・安全統括管理者及び必要に応じ、現業実施部門に対して行う。

監査日時（予定） 令和 6 年 2 月

12. マネジメントレビューと継続的改善

- ① 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。
- ② 輸送の安全に関する明らかとなった課題等については、その原因を除去するための是正措置を、また輸送の安全に関する潜在的な課題等については、その原因を除去する為の予防措置を適時適切に講じる。

13. 文書の作成及び管理

輸送の安全に関する事項について、毎事業年度経過後 100 日以内に公表する。また、国土交通省に改善報告した場合も速やかに公表する。

安全管理規程及び実施要領は適時適切に見直しを行うものとする。事業運営上の計画・目標実施・監査・改善などの記録について5年間保存する。記録は運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会ごとに保存する。